

第2 法友会の存在意義

1 弁護士自治の基礎単位としての法友会

東京弁護士会は、約8,000名もの会員を有する巨大組織である。

自治団体である弁護士会に課された使命は多様であり、弁護士会が取り組むべき課題は実に広汎に及ぶが、本来、弁護士の多くは、所属事務所のほかには強制加入団体である弁護士会以外に特定の組織に属さない自営業者であり、かつ、自由業者である。

少なくとも、上記のとおり多数の会員を擁する東京弁護士会においては、それぞれ活動目的が特化した弁護士会内の各種委員会活動などを通じるだけでは、お互いの親睦を図り、相互の信頼感を醸成しつつ、弁護士会の自治的運営に総合的、自律的に参画していくことは現実的に困難と言わざるを得ない。

法友会のような会内会派は、そのような参画を可能とする素地と契機を各弁護士に提供する。

会内親睦の機会は、ベテランが若手に対し各自の経験に根ざし弁護士、弁護士会、会務活動のあり方を伝授し、逆に若手がベテランに対し進取に富んだ最先端の知識や感性を発信する世代を超えた得がたい相互交流の場でもあり、比喩的にいうならば弁護士自治の生きた学校である。

法友会は、前記組織目的のもと、弁護士自治を支え、これを実効的に機能させるための基礎的な単位として非常に重要な存在意義を有するといえる。

また、弁護士が崇高な使命を実現するためにはそれにふさわしい経済的基盤の確立が必要である。前掲のとおり綱領に「生活協同体の実現を期する」とあるとおり、自営業者がもっぱらであるところの弁護士がその職責をまっとうするに足る十分な経済的基盤を確立するため、これに組織的に取り組む運動体としての職域的意義も法友会の存在意義として見逃せないといえよう。

2 法友会の政策提言機能

法友会は、前記綱領にうたわれている理念にかかわる諸問題をはじめとして、まさに本要綱各所で論じられている重要な政策テーマに関し、発足以来絶え間なく、積極果敢な建策と提言を続けてきた。

多士済済かつ幸いにして多数の会員数を擁する法友会の政策提言は、東京弁護士会内においてはもとより、関弁連、日弁連の政策形成過程においてもきわめて大きな影響力を保持してきたものであり、ひいては、これが我が国の政策、とりわけ司法改革をめぐる政策にも無視しえぬ発信力を及ぼしてきたことは特筆に値する。

法友会は、ころごしを同じくする在野法曹の集団としてはもっとも有力な政策立案能力を有する団体のひとつであり、文字通り代表的な政策団体といえる。法友会、法友会会員は、この自負を胸に、今後もまさに綱領にうたわれる理念達成のため、日々の研鑽を重ね、積極的な発言を続けていく必要がある。

3 人材給源としての機能

法友会が取り組むべき政策課題は、まさに本要綱に網羅されているとおり実に多岐にわたる。

法友会は、価値観を共有し相互信頼の土壌を有する東京弁護士会内の最大会派として、その目的を達成するため、東京弁護士会、さらには関弁連、日弁連の会務運営に積極的に参画すべきは当然である。

ところで、会務の担い手はもとより個々の会員なのであって、具体的には組織としての弁護士会内の要所に配される各役職にどういった人材を得るかが有意義な会務運営にとって肝要である。

多数の会員を擁する法友会は、前記のとおり有力な政策団体であるとともに、有為な人材の宝庫でもあり、法友会には、こういった人材の、いわば給源としての機能も大いに期待される。